

## 優良衛生品質管理市場・漁港認定要領

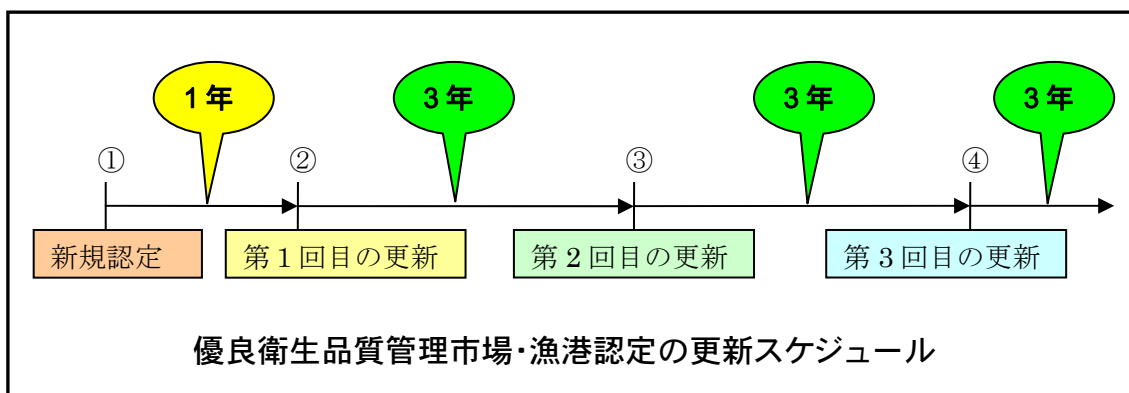
近年、わが国の産地市場では、海水殺菌装置の導入や製氷施設の整備により、安全・安心な魚介類の供給が促進されており、認定を希望する産地市場については、「優良衛生品質管理市場認定基準」に基づき衛生品質管理に優れた産地市場を認定し公表してきました。今般、従前の「優良衛生品質管理市場認定基準」の見直しを行い、「陸揚げ場」、「積込み場」等を新たに加えると共に、用語の統一も図り、「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準」を策定し、さらなる魚介類の安全・安心の確保を図ることとしました。今後、新たに「優良衛生品質管理市場・漁港認定」を受けるためには、下記の「1. 新規認定手順」によることとし、すでに「優良衛生品質管理市場認定基準」で認定を受けている産地市場については下記の「2. 既に優良衛生品質管理市場認定基準で認定を受けている産地市場について」によることとしました。

### 記

#### 1. 新規認定手順

- (1) 優良衛生品質管理市場・漁港の認定審査を希望する市場・漁港施設は、「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準（以下「認定基準」という）」及び「優良衛生品質管理市場・漁港認定チェックシート（以下「チェックシート」という）」により衛生品質管理の状況を自己審査します。
- (2) 自己審査の結果、認定条件を満たし、認定審査を希望する場合は「優良衛生品質管理市場・漁港認定申請書」（様式 1）に必要事項を記載し、衛生品質管理マニュアルの写し、自己審査結果（「チェックシート」）を添付し（社）大日本水産会に提出します。
- (3) （社）大日本水産会は認定を希望する市場・漁港施設と審査員の日程調整を行い、「優良衛生品質管理市場・漁港審査実施通知書」（様式 2）で日程等を通知します。
- (4) 審査は 1 名以上の審査員が認定を希望する市場・漁港施設に出向き、「認定基準」及び「チェックシート」に基づき、審査を行います。
- (5) 審査終了後、審査員は優良衛生品質管理市場・漁港認定委員会に審査結果の報告を行います。審査結果について優良衛生品質管理市場・漁港認定委員会で審議・検討し、認定の可否について採決を行います。出席委員の 3 分の 2 の賛同が得られた場合に「優良衛生品質管理市場・漁港」として認定されます。
- (6) （社）大日本水産会は優良衛生品質管理市場・漁港認定委員会で認定された市場・漁港施設に対して、認定証（様式 3）を発行し、認定を受けた市場・漁港施設は認定証を市場・漁港施設内に掲げることが出来ます。
- (7) 一度認定を受けた市場・漁港施設が認定の更新を希望する場合には、初回認定の後 1 年以内に更新審査の申請（様式 1-1）を行い、初回審査と同様の方法により更新

審査を受けます。初回認定の認定証の有効期限は1年間ですが、2回目以降の有効期限は3年となります。



## 2. 既に、優良衛生品質管理市場認定基準で認定を受けている産地市場について

既に、優良衛生品質管理市場認定基準で認定を受けている5産地市場については次による。

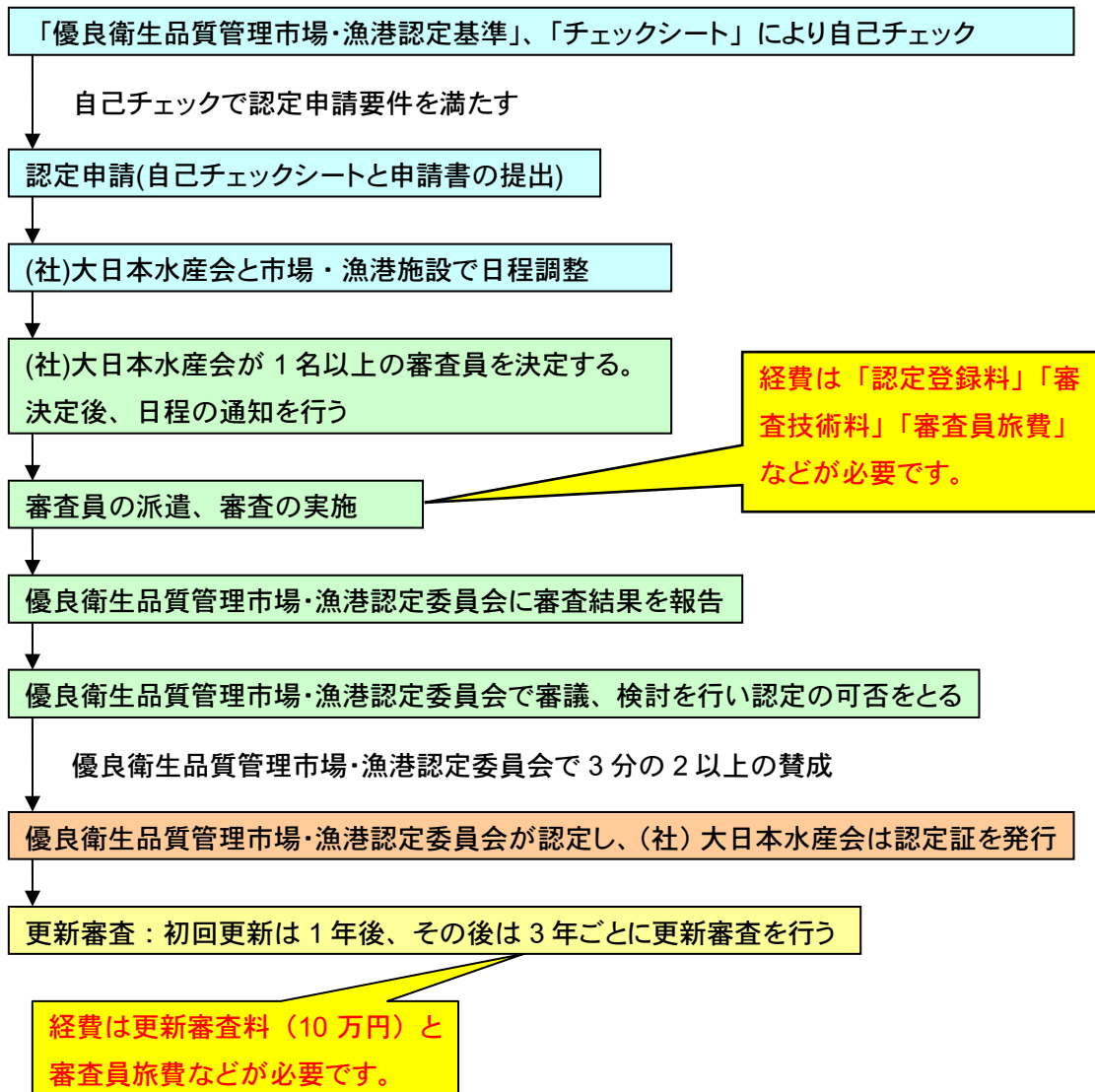
- (1) 次回の更新審査のときに新たな基準である「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準」に基づき審査し、その結果を認定委員会に諮り、合否を決定する。
- (2) 更新前でも新たな基準で審査を受けたい産地市場については、「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準」に基づき審査し、その結果を認定委員会に諮り、合否を決定する。

## 3. 経費

新規認定審査、更新審査に関しては審査料100,000円と審査員の出張旅費など（様式4参照）がかかります。

## 4. その他

- ① 申請内容の変更があった場合は「優良衛生品質管理市場・漁港認定証の申請内容変更届出書」（様式5）に必要事項を記載し（社）大日本水産会品質管理部に提出してください。
- ② 更新審査を希望しない場合は「優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る更新審査中止届出書」（様式6）を（社）大日本水産会品質管理部に提出してください。
- ③ 認定を受けた市場・漁港に「継続の意思がない」「経費の支払いを怠っている」などの問題がある場合は、（社）大日本水産会は認定委員会に諮り、認定を取り消すことが出来ます（様式7）。この際、市場・漁港施設が認定を再取得するためには取り消しの日から1年を経過しなければ、新たに認定の申請をすることは出来ません。



## 優良衛生品質管理市場・漁港認定までのフローチャート

(様式1)

年 月 日

社団法人 大日本水産会  
会 長 白須 敏朗 殿

申請者名 印

優良衛生品質管理市場・漁港認定申請書（新規）

社団法人大日本水産会の実施する優良衛生管理市場・漁港認定事業により、下記の市場・漁港について、優良衛生品質管理市場・漁港の認定を受けたいので、新規審査の実施を申請します。

記

1. 申請者の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
2. 市場・漁港名
3. 市場・漁港の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
4. 市場・漁港の責任者氏名
5. 担当者氏名
6. 添付資料  
衛生品質マニュアルの写し、自己審査結果（チェックシート）

(様式 1-1)

年 月 日

社団法人 大日本水産会  
会 長 白須 敏朗 殿

申請者名 印

優良衛生品質管理市場・漁港認定申請書（更新）

社団法人大日本水産会の実施する優良衛生管理市場・漁港認定事業により、下記の市場・漁港について、優良衛生品質管理市場・漁港の更新を受けたいので、更新審査の実施を申請します。

記

1. 申請者の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
2. 市場・漁港名
3. 市場・漁港の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
4. 市場・漁港の責任者氏名
5. 担当者氏名
6. 添付資料  
衛生品質マニュアルの写し、自己審査結果（チェックシート）

(様式2)

年 月 日

〇〇〇 殿

社団法人大日本水産会  
会長 白 須 敏 朗

優良衛生品質管理市場・漁港審査実施通知書

貴市場・漁港からの、優良衛生品質管理市場・漁港認定事業にかかる申請については、下記の日程により、審査を実施することといたしましたので通知します。

記

1. 審査員名及びその所属機関名、所在地、電話番号、FAX 番号

主審査員

副審査員

2. 審査実施年月日

平成 年 月 日

(様式3)

## 優良衛生品質管理市場・漁港認定証

認定日：平成 年 月 日

下記市場は、社団法人大日本水産会が実施する、「優良衛生品質管理市場・漁港認定事業」において、衛生品質管理に関して積極的な取組を行っていることを、「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準」に基づき、下記審査員が定期的に査察・検証を行った結果、優良衛生品質管理市場・漁港認定委員会の認定を受けたことを証明するものである。

本証明書は発行後、下記の期限満了時まで有効であり、引き続き、検証の上、更新することができる。

申請者

認定市場・漁港名

認定市場・漁港の所在地

審査員名

審査員の所属機関名

審査員の所属機関の住所

期限満了年月日

備考 なし

社団法人 大日本水産会

(様式 4)

平成 年 月 日

社団法人大日本水産会  
会長 白須 敏朗 殿

請求者名  
所在地  
電話番号  
印

審査経費請求書（概算・精算）

優良衛生品質管理市場・漁港認定事業に関し、下記の 1,2 により審査を行いましたので、その経費 円を請求いたします。

記

1. 市場・漁港名及び所在地

2. 審査を行った年月日

平成 年 月 日～ 月 日

3. 請求内容

	具体的内容	金額(円)
審査料金		
航空賃		
船賃		
鉄道賃		
車賃		
日当		
宿泊地及び宿泊料		
その他		
	合計	

ただし、旅費・日当・宿泊費については、事前に請求することが出来る。

注) 航空賃は往復割引運賃を適用し、領収書を添付。タクシー代を請求する場合は領収書を添付するとともに公的な交通手段がない等の理由を記入する。

4. 振込先口座(郵便局不可)

(様式5)

年 月 日

社団法人大日本水産会  
会長 白須 敏朗 殿

届出者名 印

優良衛生品質管理市場・漁港認定証の申請内容変更届

優良衛生品質管理市場・漁港認定事業により、平成 年 月 日付で優良衛生品質管理市場・漁港の認定を受けましたが、認定を受けた後に申請の内容に下記3の通り変更がありましたので届出致します。

記

1. 認定市場・漁港名
2. 認定市場・漁港の所在地
3. 変更年月日と変更内容  
変更年月日  
平成 年 月 日  
  
変更内容

(様式 6)

年 月 日

社団法人大日本水産会  
会長 白須 敏朗 殿

届出者名 印

優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る更新審査中止届出書

下記認定市場・漁港について優良衛生品質管理市場・漁港認定の更新審査の中止を届出致します。

記

1. 認定市場・漁港名
2. 認定市場・漁港の所在地
3. 認定期限満了日  
平成 年 月 日
4. 継続しない理由

(様式7)

年 月 日

〇〇〇〇 殿

社団法人大日本水産会  
会長 白 須 敏 明

優良衛生品質管理市場・漁港認定の取消について

下記認定市場・漁港について優良衛生品質管理市場・漁港認定を取り消します。

記

1. 認定市場・漁港名

2. 認定市場・漁港の所在地

3. 認定取消理由